

ご存じですか福祉医療制度

「福祉医療制度」は、医療費の助成を行う制度です。病院などで治療を受けた時に、保険診療の自己負担額の全額または一部が助成されます。その対象者や申請方法をご紹介します。

◆照会先 福祉政策課 ☎ 23-7735
FAX 23-7748

対象者	対象となる条件など	助成額	申請方法	持ち物
重度心身障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ▷身体障害者手帳(1～3級)該当者 ▷療育手帳(A1・A2・B1)該当者 ▷精神保健福祉手帳(1・2級)該当者 	社会保険各法の自己負担額(外来・入院)	▷各種手帳が交付されたときに申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・保険証 ・場合によっては課税所得証明書
	▷厚生労働大臣が定める長期高額疾病による療養者		▷各健康保険より特定疾病療養受療証が交付されたときに申請	
子ども	▷就学前児	社会保険各法の自己負担額(外来・入院)	右記の物を持参し、出生届を出した後に申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・保険証
	▷小学校1年生～中学校3年生(満15歳になる年度末まで)		小学校入学時および中学校入学時に申請(個別に案内します)	
母子家庭等	<ul style="list-style-type: none"> ▷18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母親とその児童 ▷父母のいない18歳未満の児童(満18歳になる年度末まで。子に一定の障がいがある場合は満20歳まで) 	社会保険各法の自己負担額(外来・入院)	右記の物を持参し、事実発生日(離婚日など)から30日以内に申請 ※期間経過後も申請できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・保険証 ※その他詳細は、お問い合わせください。
父子家庭	<ul style="list-style-type: none"> ▷18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない父親とその児童(満18歳になる年度末まで。子に一定の障がいがある場合は満20歳まで) ※所得制限があります。 	社会保険各法の自己負担額(外来・入院)	同上	同上
精神科病院入院者	▷精神科病院に入院している方	入院分の社会保険各法の自己負担額の2分の1	右記の物を持参し、入院した日から30日以内に申請 ※期間経過後も申請できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・保険証 ・医師の証明書 ※用紙は福祉政策課にあります。

※いずれの制度も、保険外の診療については対象になりません。※転入された方は転入時に申請してください。

◆すでに、福祉医療の対象になっている方へのお願い

- ▷県内の医療機関にかかるときは、毎回必ず受給者証を提示してください。
- ▷保険証や住所に変更があった場合は、速やかに福祉政策課で変更の届け出をしてください。
- ▷受給資格がなくなった方は、速やかに受給者証を福祉政策課へお返しください。
- ▷入院される場合は、加入されている健康保険で「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関へ提出してください。